

《契約書別紙》 短期入所生活介護（併設型ユニット型）

1 介護保険法が定める法定料金（令和3年4月改定介護報酬対応）

(1) 基本サービス利用料 (単位：円／1日当たり)

要介護度	併設型短期入所生活介護費（夜間条件基準型）			
	1日の単位	1日の自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	696単位	696円	1,392円	2,088円
要介護2	764単位	764円	1,528円	2,292円
要介護3	838単位	838円	1,676円	2,514円
要介護4	908単位	908円	1,816円	2,724円
要介護5	976単位	976円	1,952円	2,928円

(1単位が10円)

(2) 加算料金等（*印は職員配置等により変動が生ずる場合があります。）

	1日の単位	1日の金額	1日の自己負担額の目安		
			1割負担	2割負担	3割負担
			*機能訓練体制加算	12	120円
*個別機能訓練加算	56	560円	56円	112円	168円
*看護体制加算Ⅰ（Ⅱ）	4（8）	40（80）円	4（8）円	8（16）円	12（24）円
医療連携強化加算	58	580円	58円	116円	174円
*夜間職員配置加算（Ⅱ）	18	180円	18円	36円	54円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （7日を限度）	200	2,000円	200円	400円	600円
若年性認知症利用者受入加算	120	1,200円	120円	240円	360円
送迎費（片道分）	184	1,840円	184円	368円	552円
緊急短期入所受入加算（原則7日 限度）	90	900円	90円	180円	270円
長期利用者に対して短期入所生活 介護を提供する場合（1日につき）	-30	-300円	-30円	-60円	-90円
療養食加算（1日3回を限度）	8	8円	8円	16円	24円
*在宅中重度者受入加算	425	4,250円	425円	850円	1,275円
*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	220円	22円	44円	66円
*サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	180円	18円	36円	54円
*サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	60円	6円	12円	18円
*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）			
上記計の8.3%相当額の 1割または2割、3割の加算		上記計の2.7%相当額の 1割または2割、3割の加算			

(3) 上記利用料については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

1) 高額居宅支援サービス費の支給

1か月の介護サービスの1割負担の合計額が所得に応じた下記上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

所得区分	上限額（世帯合計）（「個人」とあるのは個人単位の上限額）
住民税世帯課税	37,200円
住民税世帯非課税で、以下に該当しない方	24,600円
住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下	15,000円（個人）
住民税世帯非課税で、老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
生活保護の受給者	15,000円（個人）
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

2 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

(1) 食事代

1,445円（1日当たり）

（朝食：320円 昼食：570円 夕食：555円）

※食事代については、所得に応じた下記減免措置の制度あります。

(2) 滞在費 1日あたり 2,006円

※滞在費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。（日額）

負担段階	対象者		滞在費	食費
	所得の状況	預貯金等の資産		
第1	生活保護受給者	単身；1,000万円以下 夫婦；2,000万円以下	820円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身；650万円以下 夫婦；1,650万円以下		
第2	前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下	単身；650万円以下 夫婦；1,650万円以下	820円	600円
第3-①	前年の合計所得金額＋年金収入の合計が80万円以上120万円以下	単身；550万円以下 夫婦；1,550万円以下	1,310円	1,000円
第3-②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円以上	単身；500万円以下 夫婦；1,500万円以下	1,310円	1,300円

(3) 日常生活費（個人の希望に係るものに限る。以下課税、税込）

サービス項目	内 訳	料 金
日常生活費	シャンプー・入浴剤・入浴用タオル・洗体タオル・おしぼり・洗顔用タオル・緑茶・ほうじ茶・麦茶・BOXティッシュ・マグカップ・水のみ・吸い口ボトル・ストローコップ・替えストロー	1日150円

※その他、個別で必要とする物（ただしオムツを除きます）につきましては、お客様の全額負担となっておりますのでご了承ください。基本のご持参ください。

(4) 通常の実施地域を超える送迎費片道1回当たり

1,928円

（含む自宅以外の入退所送迎）

(5) 個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料 金
預り金等管理サービス（通帳）	通帳の出納管理・年金等の申請代行を行います。（小口現金の出納管理料金を含む）	1日100円
美容サービス	カット	2,500円
クラブ活動	書道材料費・講師謝礼 作業材料費	実費をご負担いただきます
レクリエーション・行事	花見・夏祭り・敬老会・新年会	
入院訪問サービス	入退院の手続き、必要物品の買い物等、ご家族に代わって行います	1回500円
入院洗濯サービス	入院中の洗濯を、ご家族に代わって行います	1回1,000円
電気製品 個別使用料	テレビ、冷蔵庫、電気毛布、オーディオ製品等（個人で使用するもの）	1製品につき500円 ／月

※ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

※ 電気製品使用料については、半月以内のご利用は半額となります。

(6) 追加的費用

追加費用	サービス内容	料 金
特別食	特別献立及び特別食材	500円／食

(7) 文書料

サービス項目	サービス内容	料 金
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚10円

(8) キャンセル料

ご利用者様が利用開始予定日の前日 17 時までには通知することなく、サービスの中止をした場合、1 日分の基本料金と 1 日分の食費・滞在費を支払うものとします。ただし、サービス利用直前にご利用者様の体調不良等のやむを得ない理由によるサービス中止の場合はキャンセル料の請求はしないものとします。

事業者

ホーム名 社会福祉法人 陽康会

特別養護老人ホーム あいおんの丘大子

住 所 茨城県久慈郡大子町大字初原字前ノ沢 2 9 4 番地

代表者名 施設長 武士 庄一 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者名

印

身元引受人名

印

《契約書別紙》 介護予防短期入所生活介護（併設型ユニット型）

1 介護保険法が定める法定料金（令和3年4月改定介護報酬対応）

(1) 基本サービス利用料 (単位：円／1日当たり)

要介護度	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（夜間条件基準型）			
	1日の単位	1日の自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	523単位	523円	1,046円	1,569円
要支援2	649単位	649円	1,298円	1,947円

（1単位が10円）

(2) 加算料金等（*印は職員配置等により変動が生ずる場合があります。）

	1日の単位	1日の金額	1日の自己負担額の目安		
			1割負担	2割負担	3割負担
*機能訓練体制加算	12	120円	12円	24円	36円
*個別機能訓練加算	56	560円	56円	112円	112円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （7日限度）	200	2,000円	200円	400円	400円
若年性認知症利用者受入加算	120	1,200円	120円	240円	240円
送迎費（片道分）	184	1,840円	184円	368円	368円
療養食加算	23	230円	23円	46円	46円
*サービス提供体制加算（Ⅰ）	22	220円	22円	44円	66円
*サービス提供体制加算（Ⅱ）	18	180円	18円	36円	36円
*サービス提供体制加算（Ⅲ）	6	60円	6円	12円	12円
*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）			
上記計の8.3%相当額の1割または、2割、3割計算		上記計の2.7%相当額の1割または、2割、3割計算			

(3) 上記利用料については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

1) 高額居宅支援サービス費の支給

1か月の介護サービスの1割負担の合計額が所得に応じた下記上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

所得区分	上限額（世帯合計）（「個人」とあるのは個人単位の上限額）
住民税世帯課税	37,200円
住民税世帯非課税で、以下に該当しない方	24,600円
住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下	15,000円（個人）
住民税世帯非課税で、老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
生活保護の受給者	15,000円（個人）
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

2 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

(1) 食事代

1, 445円（1日当たり）

（朝食：320円 昼食：570円 夕食：555円）

※食事代については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

(2) 滞在費1日あたり 2, 006円

※滞在費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。（日額）

負担段階	対象者		滞在費	食費
	所得の状況	預貯金等の資産		
第1	生活保護受給者	単身；1, 000万円以下 夫婦；2, 000万円以下	820円	300円
	老齢福祉年金受給者			
第2	前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下	単身；650万円以下 夫婦；1, 650万円以下	820円	600円
第3-①	前年の合計所得金額＋年金収入の合計が80万円以上120万円以下	単身；550万円以下 夫婦；1, 550万円以下	1, 310円	1, 000円
第3-②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円以上	単身；500万円以下 夫婦；1, 500万円以下	1, 310円	1, 300円

(3) 日常生活費（個人の希望に係るものに限る。以下税込）

サービス項目	内 訳	料 金
日常生活費	シャンプー・入浴剤・入浴用タオル・洗体タオル・おしぼり・洗顔用タオル・緑茶・ほうじ茶・麦茶・BOXティッシュ・マグカップ・水のみ・吸い口ボトル・ストローコップ・替えストロー	1日150円

※その他、個別で必要とする物（ただしオムツを除きます）につきましては、お客様の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。基本のご持参ください。

(4) 通常の実施地域を超える送迎費片道1回あたり

1, 928円

（含む自宅以外の入退所送迎）

(5) 個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料 金
預り金等管理サービス（通帳）	通帳の出納管理・年金等の申請代行を行います。（小口現金の出納管理料金を含む）	1日1000円
美容サービス	カット	2,500円
クラブ活動	書道材料費・講師謝礼 作業材料費	実費をご負担いただきます
レクリエーション・行事	花見・夏祭り・敬老会・新年会	
入院訪問サービス	入退院の手続き、必要物品の買い物等、ご家族に代わって行います	1回500円
入院洗濯サービス	入院中の洗濯を、ご家族に代わって行います	1回1,000円
電気製品 個別使用料	テレビ、冷蔵庫、電気毛布、オーディオ製品等 （個人で使用するもの）	1製品につき 500円/月

※その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

※電気製品使用料については、半月以内のご利用は半額となります。

(6) 追加的費用

追加費用	サービス内容	料 金
特別食	特別献立及び特別食材	500円/食

(7) 文書料

サービス項目	サービス内容	料 金
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚10円

(8) キャンセル料

ご利用者様が利用開始予定日の前日 17 時までには通知することなく、サービスの中止をした場合、1 日分の基本料金と 1 日分の食費・滞在費を支払うものとします。ただし、サービス利用直前にご利用者様の体調不良等のやむを得ない理由によるサービス中止の場合はキャンセル料の請求はしないものとします。

事業者

ホーム名 社会福祉法人 陽康会

特別養護老人ホーム あいおんの丘大子

住 所 茨城県久慈郡大子町大字初原字前ノ沢 294 番地

代表者名 施設長 武士 庄一 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者名

印

身元引受人

印